


# 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度の創設




---

安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業：**人の運送をする船舶運航事業**

## 【安全統括管理者資格者証】

<p><b>総合</b>安全統括管理者資格者証</p>	 と 	のいずれか又は両方を事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能
<p><b>大型船舶</b>安全統括管理者資格者証</p>		のみを事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能
<p><b>小型船舶</b>安全統括管理者資格者証</p>		のみを事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能

## 【運航管理者資格者証】

<p><b>総合</b>運航管理者資格者証</p>	 と 	について、運航管理を担うことが可能
<p><b>大型船舶</b>運航管理者資格者証</p>		について、運航管理を担うことが可能
<p><b>小型船舶</b>運航管理者資格者証</p>		について、運航管理を担うことが可能

[改正海上運送法において規定]

- 運航基準に定める運航中止条件に該当するときに船舶の運航の中止を指示することは、運航管理者の職務。
- 従業者（業務に従事する全ての者）は、運航管理者の運航中止指示に従わなければならない。

### 運航管理者の職務



運航海域における風速、波高、視程が  
運航基準に定める運航中止条件に該当するとき

**運航中止の指示**

### 船長



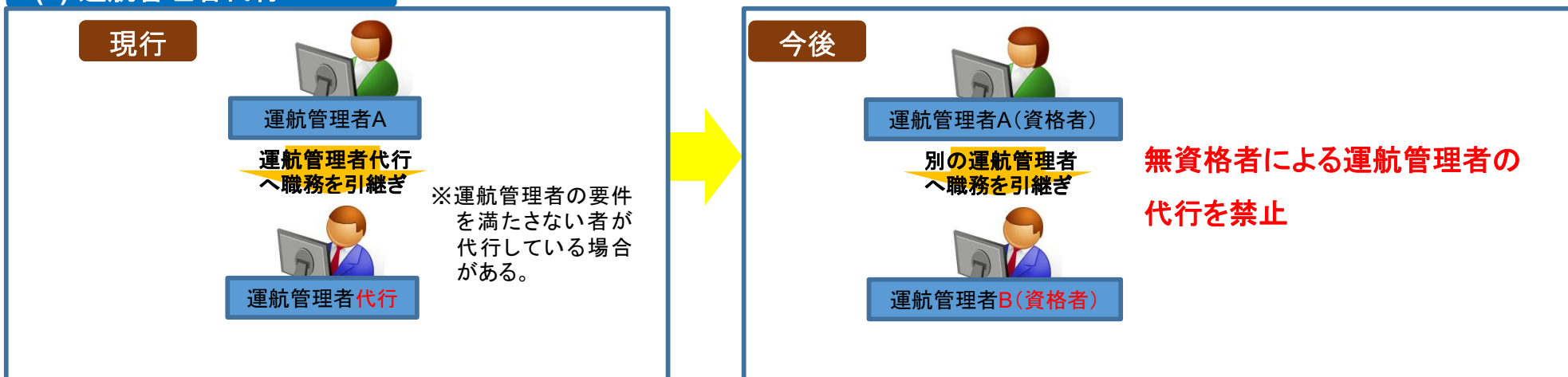
運航管理者の運航中止指示に従わなければならない。

(船長以外の全ての従業者も同様)

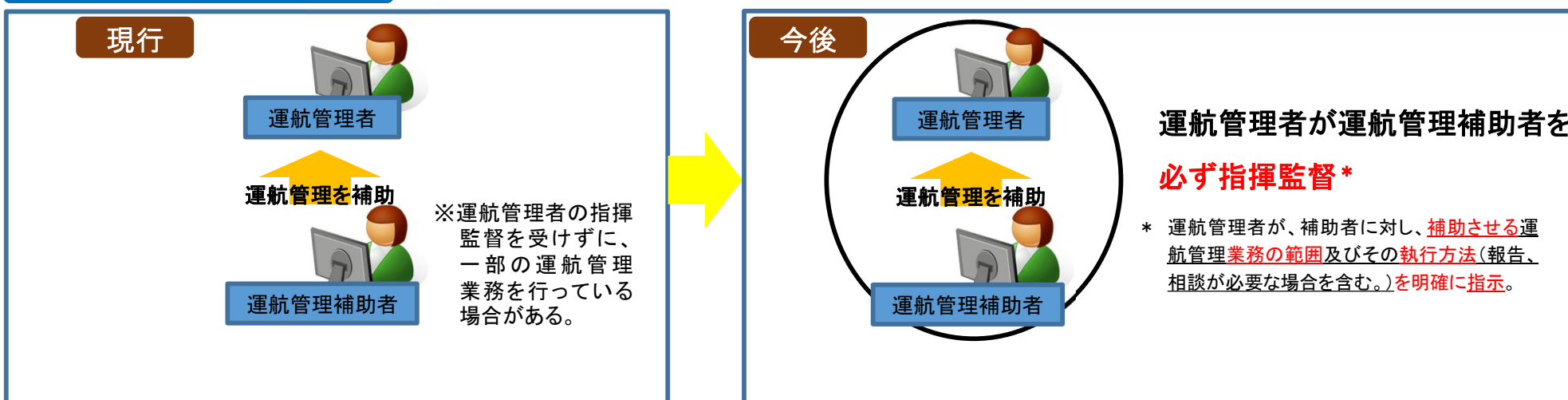
※ 船長は、運航管理者からの運航中止指示がない場合であっても、航海の安全を確保するため必要と判断する場合には、船舶の運航を中止した上で、運航管理者へ連絡する。(船長の職務権限を確保)

- **運航管理者**の職務は、**有資格者のうちから選任**された者が担う。
- **運航管理補助者**（資格不要）は、**運航管理者の指揮監督のもとで業務**を行う。
- 運航中は、陸上の**運航管理者**と船上の**船長**との間で必要な**連絡・協議等を行える体制**を確保する必要がある。

## (1) 運航管理者代行



## (2) 運航管理補助者



- 運航する船舶隻数やその旅客定員も少ない**小規模事業者**については、**運航管理者と船長の兼務を認める**。
- ただし、運航中は、**運航管理者（船長）と陸上要員**（いずれも**追加講習の受講が必要**。）が、必要な**連絡・協議等を行える体制**を確保する必要がある。

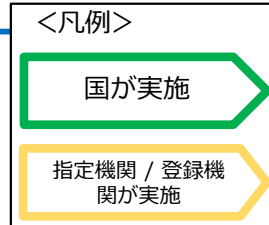
### (3) 運航管理者の船長兼務



- ※ 1 : 運航する船舶隻数やその旅客定員も少ない小規模事業者では、事業の実態上、運航管理者の船長兼務を認めない場合の影響が大きい一方、兼務する場合でも、当該運航管理者及び陸上要員が必要な講習を受講していれば安全水準を確保できると考えられる。具体的には、**同時に運航している船舶が常時1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満かつ旅客定員が13人未満である届出事業者である事業者**にあつては、**運航管理者と陸上要員が追加の講習を受講することを条件に、特例を認めることを想定**している。
- ※ 2 : 当該事業者の航路が**地域住民等の日々の経済社会活動に必要不可欠な航路である場合**にあつては、運航を止めることが当該地域に与える影響が大きいことから、**非常時の陸上要員を置く等の体制確保を条件に**、急病等による運航管理者の不在により**臨時に必要と認められる場合**には、**特例を認めることを想定**している。

**本制度は令和8年度の施行であり、そのための省令改正を含め、今後、制度の詳細を検討し、措置を講じていくこととしているところ。**

- **令和8年度の施行（予定）**に間に合うように、**令和7年度には試験が実施できるよう準備**を進める。
- **施行に際し、従前の要件による管理者選任を一定期間認める経過措置**を設け、円滑な制度移行を図る。
- 資格者証は、**講習により更新**（更新時には試験不要）。講習の準備は、最初の更新時期である令和9年度に間に合うよう進める。



## 【スケジュールのイメージ】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
法令上の義務	<div style="border: 2px solid green; padding: 10px;">                     制度改正・ 施行準備                 </div>		<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">                         実施から予定する資格者選任                     </div>	<div style="border: 2px dashed green; padding: 5px; display: inline-block;">                         経過措置1年* (従前の要件による管理者選任も認める)                     </div>	<div style="border: 2px solid green; padding: 10px;">                         資格者証を有する者から安全統括管理者・運航管理者の選任が必要                     </div>
試験			<div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; display: inline-block;">                         試験問題例の周知                     </div>	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px;">                         試験実施                     </div>	
講習			<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">                         資格者証発給準備等                     </div>	<div style="border: 2px solid green; padding: 10px;">                         資格者証発給事務の実施・資格者管理                     </div>	
				<div style="border: 2px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;">                         講習実施 (運航管理者が船舶に乗組む場合の運航管理者追加講習及び陸上従業者講習)                     </div>	

○ 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証交付に当たって必要な実務経験の年限について、以下のとおり検討中。

	安全統括管理者（安統管）	運航管理者
現行	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の実務経験等が必要</li> <li>① 安全関係業務経験 3年</li> <li>② 上記①と同等能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の実務経験等が必要</li> <li>① 船長 3年又は甲板部職員 5年</li> <li>② 運航管理業務経験 3年</li> <li>③ 上記①又は②と同等能力</li> </ul>
資格要件	<p>↓ 実務経験の年限を短縮※</p> <p>※ 「安全関係業務経験 1年」等 今後要調整</p>	<p>↓ 実務経験の年限を短縮※</p> <p>※ 「①船長 1年又は甲板部職員 2年」 「②運航管理業務経験 1年」等 今後要調整</p>
追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること</li> </ul> <p>※ 2年毎の更新制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること</li> </ul> <p>※ 2年毎の更新制</p>